

第3回 総務委員会記録

1 日 時 令和5年6月9日(金) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長 岩 崎 芳 昭
副 委 員 長 天 野 京 子
委 員 宮 崎 淳 一

委 員 渡 部 道 宏
" 小 嶋 正 彰
" 高 田 保 則

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 1名

議 長 佐 藤 栄 一

7 説明員 5名

副 市 長 西 澤 澄 男
総 務 課 長 吉 越 哲 也
企 画 政 策 課 長 葭 原 利 昌
財 務 課 長 大 野 敏 宏

市 民 税 務 課 長 丸 山 豊

8 事務局員 2名

局 長 阿 部 光 洋

主 査 渡 辺 希 望

9 件 名

議案第36号 新市建設計画の変更について

議案第34号 新潟県妙高市市税条例の一部を改正する条例議定について

議案第35号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定について

議案第40号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第3号)のうち当委員会所管事項

○委員長(岩崎芳昭) ただいまから総務委員会を開会します。

これより議事に入ります。

議案第36号の事件議決1件、議案第34号及び議案第35号の条例関係2件、議案第40号の所管事項の補正予算1件の合計4件であります。

議案第36号 新市建設計画の変更について

○委員長(岩崎芳昭) 最初に、議案第36号 新市建設計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（岡田 豊） ただいま議題となりました議案第36号 新市建設計画の変更について御説明申し上げます。

まず、計画を変更する趣旨について申し上げます。このたびの変更は、計画に掲載する事業のうち、昨今の物価高騰等に伴い延期をしておりました新図書館等複合施設整備が令和7年度にも継続する見込みとなったため、計画期間等を変更したいものです。

それでは、具体的な変更内容について申し上げます。議案第36号参考、新市建設計画新旧対照表を御覧ください。まず、表紙につきましては、変更年月を修正するものです。

続きまして、2ページの②、計画の期間につきましては、現行の合併後「20年間」を「21年間」に改め、計画期間を令和7年度までとするものです。

続きまして、12ページの（4）、主要指標につきましては、現行の合併後「20年間経過した令和6年度」を「21年間経過した令和7年度」に改めるものです。

最後に、32ページから33ページにかけての財政計画では令和7年度分を追加するとともに、令和3年度までは決算額、令和4年度と5年度は予算額、令和6年度以降は最新の計画値に変更するものです。

なお、これらの変更内容に関する県との本協議は5月8日付で終了しております。

終わりに、参考といたしまして合併特例債の発行状況について説明させていただきます。当市の発行限度額133億7740万円に対しまして、令和4年度末までの発行額は129億1810万円となり、残額は4億5930万円となります。この残額は新図書館等複合施設整備に充当してまいりたいと考えております。

以上、新市建設計画の変更について御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第36号に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第36号 新市建設計画の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 新潟県妙高市市税条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第34号 新潟県妙高市市税条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（岩澤正明） ただいま議題となりました議案第34号 新潟県妙高市市税条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、令和5年度税制改正に係る地方税法等の改正が行われたことから、市税条例について所要の改正を行うものであります。

主なものについて御説明申し上げます。大きく1点目といたしまして、個人市民税関係では、令和6年度から導入される国税の森林環境税について、個人市民税の均等割を賦課徴収する場合に併せて年額1000円を賦課徴収することになることから、そのために必要な改正を行うものです。

2点目は、軽自動車税についてです。特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードの新設に伴い、原動機付自転車の区分について、3輪以上の原動機付自転車、いわゆるミニカーなんですけども、の区分の要件が見直されたことなどから、条例の一部を改正したいものであります。

以上、議案第34号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第34号に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第34号 新潟県妙高市市税条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第35号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（岩澤正明） ただいま議題となりました議案第35号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定につきまして御説明申し上げます。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードに記録された利用者証明用電子証明書をスマートフォンに記録することができるようになったことから、コンビニエンスストア等の端末機を利用した印鑑登録証明書の交付について、このマイナンバーカード証明機能を搭載したスマートフォンによる申請に対応するため、条例を改正したいものであります。

なお、証明書の交付開始時期につきましては、今後、住民票の写しなどその他の証明書と同様に開始する予定ですが、国のスケジュールでは秋以降の年内ということになっており、交付するシステムの改修後、速やかにサービスを利用していただけるよう、施行日につきましては別に規則で定め対応してまいります。

以上、議案第35号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第35号に対する質疑を行います。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） コンビニですね、交付ができるというのは非常に便利で、私も戸籍抄本だとかそういうの

をですね、やってみて、これは便利だなという、時間外も大丈夫ですし、これは普及していくべきことだろうなというふうに認識しておりますけれども、ただ昨今の国のデジタル庁のですね、対応なんか見ますとですね、非常に大丈夫かなという感じがしています。今回は印鑑証明だとかですね、そういう直接の市民の財産、利害に絡むようなことが直接出てくるということですので、より一層の慎重な対応が必要ではないかなというふうに思っております。スマートフォンでできるというものについては、ちょっとまだ実感が湧かないんですけども、具体的に言うとなんか形になるのか、そしてまたそういう他人になりすましたとか、本人確認だとかですね、その辺のところの体制についてはどういうふうにお考えか教えていただければと思います。

○委員長（岩崎芳昭） 市民税務課長。

○市民税務課長（岩澤正明） まず最初は、どんな形になるかといったことでありますけれども、今現在、コンビニでの印鑑登録証の交付につきましては、マイナンバーカードを持参されて、そこで本人確認、電子証明書による個人認証ということで、認証された方が印鑑登録証の交付を受けています。今回の法律改正等につきましては、スマートフォンにあります電子証明の機能をスマートフォンの中の、マイナンバーカードのICチップで電子証明書が入っているわけなんですけど、そのものにつきまして、スマートフォンの中にも同じようなチップがあると思っただけであればいいんですけど、そこに移すと、同じような機能を搭載することができるというような改正であります。ですので、今度システムが整った後にですね、コンビニに行きましてマイナンバーカードの代わりにその機能を持ったスマートフォンをかざすなりするということで証明書を受けるといことになります。マイナンバーカードの証明書の機能をスマートフォンの証明書の機能にも移すことができるようになる。形としては同じような形で証明書を受けるといことになります。よって、なりすましといったものも、今マイナンバーカードでも本人でなければできないような暗証番号も使っておりますし、スマートフォンも同様のなりすましができないような形になっておりますので、その辺のセキュリティは確立されたものというふうに認識しております。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ちょっと今の状況の中ではですね、何か違う人のひもづきになっていたりなんかするようなシステム上の問題が生じてきているということですので、そこら辺のところは慎重に対応していただきたいと思うんですが、もう一つはですね、口座ひもづけのやつなんか見てみますとですね、発注した業者によってですね、やり方が違って、今回問題になったのは私ども妙高市が発注している会社とは違う会社だというふうなことだそうなんですけれども、発注する会社によってですね、そのシステムが違ってくるものなんでしょうか。また、その業者の審査というのはどういうふうにして行われているものなんでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 市民税務課長。

○市民税務課長（岩澤正明） マイナンバー関係のシステム、マイナンバーカードのシステムというのは別個にあったりするわけなんですけれども、今回、住民票の誤交付と口座のひもづけというのはちょっと全く別のシステムなんですけれども、住民票の誤交付について、何でシステム会社が違うのか、仕様が違うのかといったような話になっておりますけれども、大まかな、大まかなというか、国においてそういう設計をつくって、それを各種ベンダーさんに提供していて、大まかなシステムについては、大まかなというか、かなりのシステムについては同じであるというふうな認識であります。ただ、エラーを回避するような細かいところとってはなんですけど、そういうところは会社ごとによって機能が違う部分もあるのかなというふうに思っています。今回住民票の誤交付あったものについては、エラーについてはですね、リカバリーするようなシステムだとかチェックする機能がなかったということによって誤りがあり、国において点検をするようになっておりまして、全て点検が終わっているというふうに聞いております。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ですから、そういうような業者によってですね、詳細な部分で違ってくる。ところが、この部分が市民から見るとですね、結果としてですね、違うものになってしまうというところが問題だろうというふうに思うわけですね。ですから、そこら辺のところをきちっと業者選定の中でも、あるいは国の仕様を丸のみしてそのまま発注するというようなことしかできないのかもしれませんが、やはり市独自のですね、大丈夫かというチェック体制についてはきちっと、かなり専門的な分野ですので難しいんではと思うんですけども、そこはやっぱり市民の権利、財産を守ると、個人情報を守ると、こういうような視点に立ってですね、より厳格なですね、運用をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 市民税務課長。

○市民税務課長（岩澤正明） マイナンバー制度、マイナンバーカード制度ともに市民の安心といったところがないと普及しないものだというふうに思いますし、安心も持てないものだと思います。国、それと地方公共団体情報システム機構というものがトップに立って地方自治体を取りまとめておりますので、そういうところとですね、連携しながら、安心できるようなシステム、制度となるよう、また地方自治体でやるべきこと、マイナンバーのですね、個人情報ですね、管理とかもありますので、そういうところを一体となってやっていくべきだというふうに思っております。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 利便性の部分とですね、安全性、それからコストの問題はありますけれども、非常に難しい選択ではあるかと思いますが、これはこれから先こういうことが違う分野でもですね、どんどん進んでいくはずですので、きちっとした対応をですね、お願いしたいと思います。システムルール全体を管理している総務課のほうではどうお考えでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） お答えさせていただきます。

今ほど御指摘のとおり、現実問題として、今回マイナンバーに係る問題については、システム上のトラブルが起きているという部分があります。例えば、一例ですけれども、今回の交付金の口座のやつについても、そもそもシステム上で本人ではない、例えば両親のほうの口座に登録できるようなシステムになっていたからそういった問題が起きているという部分がありますので、そういった意味では、本来このマイナンバーというのはどういうものを目的にして、個人のために今回つくるといものが目的になっていますので、そういったものとシステムの設計の思想というのがちょっと合っていなかったところがあるというのが今になって言われているところでございますので、国の仕様書に基づいて自治体もつくっていくことがベースになりますけれども、可能な限りチェックをかけてですね、適正なシステムが導入できるように努めてまいりたいと考えております。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 1点だけなんですけれども、そもそもマイナンバーカードを作るときに写真を撮らないといけません。本人確認のためにということですね。わざわざ役所まで来て写真を撮って、マイナンバーカードに写真をくっつける、それで本人確認ができるように、それととにかく確認できる書類については写真がついていないと難しいということで、写真を今つけているんですが、戸籍とか住民票については交付した後の被害というのは、例えば誤交付したとしてもですね、そんなに大きな被害、ちょっと語弊があるかもしれないですけども。ただ、印鑑証明については、今その印鑑登録証を出されてしまって印鑑証明について偽造するというのが、技術が大変発展していて同じ印鑑を作ってしまうと。印鑑を作ってしまうと、そうすると土地の売買等にも使われ

てしまうということで、印鑑証明についてはもうひとランクチェック機能を入れる。せっかく写真がついているんだから、その写真と本人確認できるようなチェック機能をひとつ設けたほうがいいのかなど。ただこれは市では出来ないことなので、上の方にも上げていただければと思うんですが。せっかく写真を撮ってマイナンバーをさせるのに、データだけになってしまえば誰がそれをチェックするのかと。窓口であれば本人確認がこう本人ですと確認ができるし、マイナンバー交付されますと。交付されたマイナンバーについては、今度スマートフォンのほうに移すときに、何らかのちょっと操作加えられるかどうか分からないんですけども、写真の部分ではなくて、ただ交付要件だけの、住所記録だとかなんとかだけで発行できてしまうようになってしまうと、住民票とか、先ほど言ったみたいに戸籍であれば居住要件だけ個人情報が入っているのは印刷できますけども、印鑑証明についてはやっぱりもう少し厳格な審査が必要ではないかと思うので、何かの機会に上のほうに上げていただければということをお願いして終わらせていただきます。

以上です。

○委員長（岩崎芳昭） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第35号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第40号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第40号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち総務課所管分について御説明申し上げます。

まず、補正予算の概要から御説明申し上げます。議案第40号参考、補正予算の概要の2ページ目の下段を御覧ください。（2）、その他の1番、情報システム運用管理事業は、マイナンバーカードを本年2月末までに申請または取得した方に対するマイナポイント第2弾の申込み期限が本年9月末まで再延長されたことに伴い、同ポイントの申請手続等の支援体制を継続するため、費用の増額を行いたいものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。補正予算書の12ページ、13ページを御覧ください。上段の2款1項1目、情報システム運用管理事業の177万9000円は、先ほど申し上げました支援体制として、市役所本庁1階コラボサロンに設置しておりますマイナポイント設置支援特設ブースを9月末まで継続するための委託料であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして、補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。上段

の16款2項1目総務費国庫補助金のうち、1節の総務管理費補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金は、歳出で説明した費用の全額が国から交付されるものであります。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（岡田 豊） 続きまして、企画政策課所管分について御説明申し上げます。

まず、補正予算の概要から御説明申し上げます。議案第40号参考、補正予算の概要3ページ上段を御覧ください。2番、地方創生推進事業は、国の補助事業に採択されたことを受け、市内のサテライトオフィス等の活用促進とサテライトオフィス等への進出支援を通じて妙高市への滞在、移住を促進するための補助事業を実施したいものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。補正予算書の12ページ、13ページを御覧ください。上段の2款1項6目企画費の地方創生推進事業の補助金のうち、サテライトオフィス等活用促進事業の900万円は、市内でサテライトオフィス等を開設、運営している事業者に対し、施設の活用促進に向けたプロモーションやビジネスマッチング、セミナー等の開催のほか、それらの実施に必要な設備の導入などを支援するものであります。補助率は4分の3以内、補助金の上限額は900万円で、1社の活用を想定しています。その下のサテライトオフィス等進出支援事業の400万円は、市内に事業所を有していない事業者が上のサテライトオフィス等活用促進事業の補助金を活用したサテライトオフィス等に進出した場合、その入居費用や人件費、通信費等に対して支援を行うものであり、1事業者100万円で、4社の活用を想定しています。

最後に、歳入について御説明申し上げます。戻っていただきまして、補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。上段の16款2項1目総務費国庫補助金の2節デジタル田園都市国家構想交付金は、今ほど歳出で申し上げたサテライトオフィス等活用促進事業とサテライトオフィス等進出支援事業に対する交付金であります。

以上で企画政策課所管事項の説明を終わります。

○委員長（岩崎芳昭） 財務課長。

○財務課長（大野敏宏） 続きまして、財務課所管分について御説明いたします。

歳入になりますが、補正予算書8ページ、9ページを御覧ください。下段から11ページ上段にかけての21款1項1目繰越金につきましては、令和4年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものでございます。

以上、財務課所管事項の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第40号のうち当委員会所管事項に対する質疑を行います。ございませんか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） すみません、マイナポイントで申し訳ないです。今現在のマイナポイントの普及率、当市の場合ほどのくらいでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） マイナポイントでよろしいですか。

〔「マイナポイントじゃない。マイナンバーカードの普及率」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 市民税務課長。

○市民税務課長（岩澤正明） カードの交付ですね、所管しているので、市民税務課でお答えします。

5月31日現在の妙高市内の交付率でいきますと79.55%となっております。申請率につきましては、交付前ですね、申請している方については81.45%ということになっています。その差、手続として市役所のほうですね、まだ交付されていないといったちょっと差はあるんですけども、交付前率については81.45%、実際に渡してあるもの

については79.55%という状態であります。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 関係の皆さんの御努力に敬意を表したいと思います。県内でもかなり高い部類じゃないかなというふうに思っております。問題はやっぱりどう利用できるか、市民の利便性にどうつながるかということだと思っておりますが、これ今ほど、ちょっとさっき議論になったようなことがあるとですね、なかなか言いにくいんですけども、やっぱり利用して何ぼだということですので、市独自のですね、カードの活用ということもですね、積極的に考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。その利用のほうではですね、どういうふうに、これだけ普及するとですね、相当なことができるんじゃないかなという気はするんですけども、その辺についてどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） お答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、今普及が進んでおりまして、今後、健康保険の保険証については切り替わっていくことは確実になっておりますし、あと今後免許証についても方向的には切り替わっていくんだろうという方向があります。それは国の全体の話ですが、それに加えまして市としましては、現在検討中なのが、図書カードとの併用についてできないかということを検討中でございますし、それ以外にも幾つかの検討事項があると思っておりますが、具体的に今一番直近で動いているのは、図書館のカードについてマイナンバーカードと統合できないかということを考えているところでございます。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） すみません、マイナンバー、1点、またこれ要望になるんですけども、やっぱり保険証とひもづけというか、保険証として使えるようになるという、ただマイナンバーカードはあくまでも任意のものであって、全員が持つことが、希望しなければ持たないというのが大原則だと思うんですね。だけど、保険証となると、皆保険ということになっているので、保険証の部分だけでなく制度全般なんですけども、漏れ落ちのないように気配りをしていただきたいというようなところで、一応希望といいますか、要望を伝えさせていただきます。お願いいたします。

○委員長（岩崎芳昭） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） じゃ、これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第40号 令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

○委員長（岩崎芳昭） 以上で当委員会に付託された案件の全ての審査が終了しました。

ここで執行部が退席となりますので、10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○委員長（岩崎芳昭） 休憩を解いて会議を続けます。

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（岩崎芳昭） 引き続き、閉会中の継続審査（調査）の申出についてを議題とします。

閉会中の継続審査（調査）のうち所管事務調査については、委員、執行部側のいずれからも申出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出しないことに決定しました。

○委員長（岩崎芳昭） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これをもちまして総務委員会を散会します。どうも御苦労さまでした。

散会 午前10時46分